

入札説明書

令和 7 年 7 月 9 日付け入札公告に基づく令和 7 年度京都府立図書館窒素ガス消火設備交換修繕業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

記

1 公告日

令和 7 年 7 月 9 日（水）

2 契約担当者

京都府立図書館長 松本 一男

3 担当部局

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町

京都府立図書館企画総務部企画調整課

電話番号 (075) 762-4655

ファクシミリ番号 (075) 762-4653

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

令和 7 年度京都府立図書館窒素ガス消火設備交換修繕業務 一式

(2) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 6 日まで

(4) 履行場所

京都府立図書館

5 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提

出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 直前5営業年度以内に、同様の事業を実施した実績を有しない者又はそれに相当する実績を有しない者

エ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の承認がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないもの

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 7の(1)で定める申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

7 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府立図書館長（以下「館長」という。）に申請書（第1号様式）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間

令和7年7月9日（水）から令和7年7月17日（木）まで（ただし、令和7年7月14日（月）を除く。）

(2) 提出場所

3に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

(1)の期間中の午前9時30分から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

郵便書留等の配達記録が残る方法で、(1)の期間内に必着のこと。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令の規定が適用される令和4年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和4年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を有する者は「競争入札参加資格審査結果通知書」の写し等を提出することにより、アからオまでの資料を省略することができる。

ア 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等（いずれも、申請日時点で、発行から3箇月以内のものに限る。）

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書（第2号様式）

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 法人にあつては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表、個人にあつては所得税の確定申告書の写し

オ 営業経歴書（第3号様式）及び営業実績調書（第4号様式）

カ 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧

キ 取引使用印鑑届（第5号様式）

ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（第6号様式）

ケ 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）に係る誓約書（第7号様式）

(5) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) 提出書類の作成に要する言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8 参加資格を有する者の名簿への登載

5及び6について審査の上、参加資格があると認定された者は、令和7年度京都府立図書館室素ガス消火設備交換修繕業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

9 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、9による資格審査の結果を通知した日から令和8年3月31日（火）までとする。

11 申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（8の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（第8号様式）により当該変更に係る事項を館長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 法人にあっては資本金の額又は代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (5) 取引使用印鑑

12 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（5又は6の(1)のア、カ、キのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができる」と館長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（第9号様式）（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他館長が必要と認める書類を館長に提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

13 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがあ

る。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

14 質問の受付・回答

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問は交付した質問書に記入し、当館まで持参するか、ファクシミリで送付すること。

ア 質問受付日時等

・受付日時 令和 7 年 7 月 17 日（木）午後 5 時まで（ただし、持参する場合は、令和 7 年 7 月 14 日（月）を除く。）

・連絡先 〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町
京都府立図書館企画総務部企画調整課

・ファクシミリ番号 (075) 762-4653

※質問書の提出がない場合は「質問事項なし」として取り扱う。

イ 回答書交付日及び方法

・交付日時 令和 7 年 7 月 18 日（金）

・回答方法 ファクシミリにより回答

※質問事項がない場合は、申請者全員にその旨を連絡し、回答書の交付は行わない。

(2) 質問・回答の取扱い

質問及び回答は仕様書の一部として、入札条件とする。

15 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 7 月 25 日（金）午前 11 時

イ 場所

京都市左京区岡崎成勝寺町

京都府立図書館 3 階マルチメディアインテグレーション室

(2) 入札の方法

ア 持参によることとし、郵送、電送等による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、直接提出する場合には封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和 7 年度京都府立図書館窒素ガス消火設備交換修繕業務入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

エ 審査の結果、資格を有すると認められたものが 1 名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は原則として 2 回までとする。

カ 一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加できない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(4) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者又はその代理人が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することが出来ないと認められるときは、その者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者又はその代理人は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及び添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関

係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 5に掲げる者及び6に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ク その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(12) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(13) 契約書作成の要否

要する。

16 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

17 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

18 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。